外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について



資料3

- 一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する 外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な 連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、「外国人材の受入れ・ 共生に関する関係閣僚会議」(以下「関係閣僚会議」という。)が開催されて おります。
- 関係閣僚会議で決定されるのが、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)であり、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもので、毎年度改訂が行われています。
- 〇 令和5年6月9日に開催された関係閣僚会議において、総合的対応策(令和5年 度改訂)が決定、公表されました。
 - ※宿泊分野の特定技能に係る施策は、施策番号104・126・130・133・137

(ご参考)

- ·総合的対応策(令和5年度改訂)(本文) https://www.moj.go.jp/isa/content/001397365.pdf
- ·総合的対応策(令和5年度改訂)(概要) https://www.moj.go.jp/isa/content/001397364.pdf



資料3

- 〇 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)は、関係閣僚会議の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ策定されたものであり、我が国の目指すべき共生社会の三つのビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題(四つの重点事項)及び具体的施策等を示すものです。
- ロードマップの推進に当たっては、施策の着実な実施を図るため、施策の実施状況に ついて、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要 に応じて施策の見直しを行うこととされています。
- 〇 令和5年6月9日に開催された関係閣僚会議において、ロードマップ(令和5年 度一部変更)が決定、公表されました。
 - <u>※宿泊分野の特定技能に係る施策は、取組番号94です。</u>

(ご参考)

- ・ロードマップ(令和5年度一部変更)(本文) https://www.moj.go.jp/isa/content/001397443.pdf
- ・ロードマップ(令和5年度一部変更)(概要) https://www.moj.go.jp/isa/content/001397442.pdf